

## 第5回小郡市幼児施設審議会 会議要約

日時	平成 28 年 2 月 22 日（月） 14：00～16：10
場所	小郡市人権教育啓発センター1階 大集会室
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>会長：永水委員、副会長：大隅委員</p> <p>委員：安部委員、石川委員、田籠委員、廣瀬委員、大石委員、井手委員、久保山委員、児島委員、安本委員</p> <p>&lt;事務局職員&gt; 鮫島保健福祉部長、伊東子育て支援課長、野田子育て支援係長、成富子育て支援係員</p> <p>&lt;関係課等職員&gt; 佐藤教育部長、山下教務課長、白石教務係長、大塚教務係員</p> <p>&lt;傍聴者&gt; 1名</p>
資料	<p>○第5回 小郡市幼児施設審議会会議次第</p> <p>○第4回 審議会会議要約</p> <p>○資料6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1の9P 三井幼稚園5歳児の市内市外の内訳の修正</li> <li>・公立認定こども園のメリット・デメリット</li> </ul>
<b>会議内容</b>	
1 開会	<p>第4回審議会の内容確認を会議要約で行う。</p>
2 審議「公立幼稚園のあり方について」	<p>事務局からの「資料1の9P」「公立認定こども園のメリット・デメリット」の説明を聞く。</p> <p>会長：事務局より説明があったが、委員には特に質問は無い様だが、今回小郡市は認定こども園を考えておらず、「幼稚園のあり方」を審議している。では、事前配布されていた「答申(案)」の審議に入る。</p> <p>事務局：「答申(案)」の朗読</p> <p>会長：ではまず、「1. はじめに」「2. 市立幼稚園の現状と課題」「3. 財政的視点について」までについて各委員の意見を願います。</p> <p>委員：「3」の「園児の経費」について市立と私立の比較の「4倍」の内容は何か。</p> <p>事務局：幼稚園の運営費ではなく、市が負担する額の比較である。私立幼稚園では園児への就園奨励費、市立幼稚園は園の運営費の額となる。</p> <p>委員：「4. 今後の方向性について」の文言について、「児童数」との記載は、「園児数」又は「入園対象児数」とかに変更すべきである。「児童」とは「小学生」を指すもの。</p> <p>委員：「園児」は「児童」と扱っているが。</p> <p>事務局：「児童」について、教育法では「小学生」、児童福祉法では「18歳以下」となり、法律により違っているので、ここは分かりやすい表現に変える。</p> <p>会長：事務局に任せるが、他の委員の意見は。</p> <p>委員：文言の整理をお願いしたい。「2」の「しかし」と「4」の「しかし」は前文の否定に</p>

なるので変えて欲しい。「2」の園児減少の原因については論議内容を記載して欲しい。

会長：「アンケートの結果」と重ねて記入し「審議した」ことの記入を。

事務局：そういう言い回しに変えていく。

委員：「2」の「しかし」は現状なので不要と思う。

委員：減少の理由なので、「また」を「その要因を探ると」にすると繋がっていく。

事務局：全体的な文章の流れに沿って変えていく。

会長：では、「4」についての意見を出して欲しい。

委員：「3年保育」はいつからなのか。平成29年度から実施は出来るのか。

事務局：今後の流れは、審議会から市長へ答申書を出し、市長がそれを教育長へ送付し、市教委で検討していくことになるため、「早急に実現」を入れ込むのは「意見」を付する形になる。

委員：「在園児への配慮」の意味は。

事務局：「在園児が卒園するまでは、廃園休園はしない」ことの配慮の意としている。

委員：「しかし」以下は削除すべき。審議会としては踏み込まないと記憶していたが。一つの意見として出していたが、審議会として決定はしていないので、意見を出すなら出た意見すべてを並列に書くべきだ。

会長：他の委員の意見は。

事務局：「2園存続は厳しい」ことを説明してきた中、前回「1園でもやむを得ない」と3人の委員さんからはこの意見をいただいた。

委員：審議の中ではその意見も出た。2～3年は園のアピールを努力すること、その努力をせずに1園にするのは結論が早すぎる。

委員：「しかし」以下は「…という意見があった」といくくらいにしては。

委員：最終は市が決めること。審議会で上がった意見を全て出していいのでは。

事務局：この答申を基に市の施策を考えていくので、出た意見を書いてもプラスの意見も多く、今後市がどの部分を吸い上げていくのか。「2園での存続は難しい」ことは入れていただきたい。変えるなら「考えに至った」ではなく「という意見が出た」ともできる。

委員：意見の内容を審議会で絞っていいと思っていたが、絞ってはいないので、一部の意見である「1園での存続」は書けない。

会長：他の委員さんのご意見は。「2園存続は厳しい。1園の存続をとの意見もあった」とするか、「しかし」以下は削除して、いままで出た意見を並列していくのか。

委員：意見が出たのは確かなので、出していく。

委員：意見を文章に入れるのか、箇条書きにしていくのか。

委員：方向性は出す必要がある。「しかし」以降は入れても大丈夫ではないか。

事務局：答申には、出た意見を附則するやり方、審議会の要約を付けるやり方、文章に入れ込む、などある。委員の意見によるもの。

委員：第2回目の保護者の意見は市へ伝えて欲しい。

事務局：別紙にまとめて答申に添付するなどやり方はある。他の文言については各委員方に確認します。

委員：「しかし」、「考えに至った」が気になる。

委員：他の意見も審議した内容だから乗せるべき。

委員：方向性については、「市立幼稚園」以降の文章を分かりやすく示せばいいのでは。箇条書きにするとか。

委員：前文はそのまま「しかし」以下に他の意見も並列し示せばよい。

会長：いままで審議した「市立幼稚園の存続」「情報の発信」「3年保育」を入れているが、他にも入れておくことがあれば意見を出して欲しい。

事務局：いまの意見で一致するのであれば、どこまで入れるのかを決していただきたい。それを受け、お時間をいただき整理していく。

会長：1案はこのまま「しかし」以降に要望意見を入れていく。2案目は「市の幼児教育の充実のため」以降に意見を並列していく。

委員：大まかな方向性は「しかし」以降も含めているのでは。

委員：最後の2行は、大前提なのでここで必要なのか。「1園での存続」ここで打ち出すのがよいのか。

委員：今までの審議では「1園での存続」は審議会として一致していない。

会長：現状で2園存続は難しいから審議会が発足したのであって、そのための話し合いをしてきた。第4回では「1園での存続もやむを得ない」との意見も出た。ここをどうまとめるか。原案を基に付け加えていく方法の提案があった。最後の2行は答申全体を通しての意見だと受け取っていたが、他の委員さん方の意見は。

委員：意見を絞っていないので、並列しかない。

会長：この原案を基に考えていく。もしくは並列して意見を記載していく。

委員：意見を付したほうが、市の選択の幅が広がるのでは。

委員：「しかし」以降の文章で、市を縛っていくのではないか。

事務局：第2回で「存続」が決まった。第4回で「1園もやむを得ない」と受け取っていた。いままでの事務局と委員方の意見の相違があるので、加筆する意見があれば、ここで挙げて欲しい。

委員：「サービスの拡充の必要」と「新たな財政負担」を知っている以上、実現可能な意見を出していくのが審議会だと思う。苦渋の選択として「やむを得ない」も出さざるを得ないので。本当なら「2園存続でサービス拡充」だけを言いたいが。

委員：私は原案のままで気にならないし、「これ以上の財政負担は出来ない」ことは前提にあったので「しかし」以降も意見として出していいと思う。

委員：予算をどこに使うかを考えると、2園を1園にしてサービスを充実させていけば、市立幼稚園として期待に応えられる公立幼稚園になれると思う。

委員：本文そのものを扱うのか。「1園」については委員の意見は一致するのか。

委員：「2園を1園にする」を書かなくても、別添資料にして意見を付すれば、市に伝えればよい。

事務局：市としては、「方針は市が決める」という意味は、「審議会に責任を負わせない」ということであり、審議会としての答申なので、ある程度の方向性は出していただきたい。

委員：「1園」以降を外せばよいと思う。

委員：「2園存続を願っている」のは、皆さんの意見で分かっている。「1園での存続」以降は「そういう意見も出た」にすればよい。

委員：「1園」以降はやはり外すべき。

会長：「1園」以降は表現が強いので、みんなの意見は「2園存続」であるため、やはり「1園」以降は外していく。最後の2行は、新項目「5. 終わりに」を追加する。

事務局：添付する書類は保護者の意見を付ける。

委員：意見には「預かり保育」も出ていたが。

事務局：要望として出ていたが、「預かり保育」も入れていたほうが良いなら入れてください。

委員：ぜひ入れて欲しい。

会長：では、「預かり保育」も入れて修正を。

委員：「3」の接続詞の整理をして欲しい。

会長：では、意見も出尽くしたようなので、10分間の休憩をとりまして、その間修正します。

～休憩～

会長：再会します。事務局は再度朗読。なにか意見は。

特になし

それでは、この答申案で後日、会長・副会長で市長へは答申書をお渡しします。

### 3. その他

会長：委員さん方から何かあれば。

委員：審議会条例の委員メンバーに当事者が入るのは、公正中立な意見が出しにくいので外すことを検討して欲しい。また、的を絞った内容を提示して欲しかった。

委員：今後の日程は。

事務局：市長が答申書を受け、教育長へ送付していく。教育長が今後の方針を検討していく。答申は市のホームページにも掲載していく。答申書の軽微な文言修正は事務局に任せたい。

### 4 閉会のあいさつ